八郷広報

発行所
八郷町役場
茨城県新治郡八郷町
大字柿岡2009
電話4番・104番
印刷所
石岡市守木町
飯島印刷所

戸数と人口（5月末）

世帯数		5,719
人口	男	16,044
	女	16,786
	計	32,830

"県下一"の大有線放送へ

四地区の設置で完成

去る六月十二・十三の二日、町立八郷公民館に招集された町議会定例会は、有線放送施設の実施及び八郷分校校舎第三期建築問題、三十三年度才入才出追加更生予算、町章の設定など七議案が審議されたが、つぎのようにきまつた。

○有線放送施設

柿岡・小幡・芦穂・瓦会の未設置四地区に昭和三十三年度中に施設し、申込加入者数二千戸の目標で、総事業費は二千万円を見込み、これら経費の調達は国庫補助金が三百五十万円、町起債額四百万円加入者個人負担金八百万円（一戸四千円の見込額で二千戸分）一般会計から四百五十万円を計上。架設工事は請負とし、指名競争入札又は随意契約とする。

○33年度追加更生予算

主なものは、新市町村建設計画事業費で二千万円、新市町村建設計画調整費に三十万円、職員の既退職者及び本年退職予定者の退職手当として百万円を計上、土木費の県道路工事の負担金百六十六万円は、川又地区内＝局部改良工事に五十四万円、瓦会地内＝稲荷橋架換工事に十八万円、片野・川又・境橋架換工事に三十四万円、柿岡地内アスファルト舗装補修工事に五十万円、柿岡地区内排水工事十万円などである。

○町税條例の一部改正

1. 自転車・荷車税が廃止されて、軽自動車税が新設された。
2. タバコ消費税の税率が改正されて、百分の九が百分の十一になつた。
3. 木材取引税は税率百分の四が百分の二になつた。
4. 町民税は扶養控除額一人三百円が四百五十円になつた

○新町建設審議会を設置

新市町村建設促進法に基いて、新町建設計画の調整その他町が実施しようとすることなど、必要な調査及び審議をするために設置されたもので議会六、教委二、農委二、役場職員八、町公共団体の役職員八、学識経験者四の割合で構成委任される。

発展と円満を表象

町章きまる

町章は先に一般からも募集し、多くの応募作品があつて選考の結果、三点の入賞作品があつたが、町章として採用のものがなかつたので、記章図案専門家に依頼して、考案されたものである。

〔解説〕

八郷町の「郷」を、頭文字「八」を図案化した円で囲んだもので、盛り上がる「八」の図案化は　町の発展を現わし、円は円満なる町政を表象したものである。

六月十二日から施行。

有線放送と支所廃止

新市町村建設促進法では、合併市町村の建設を促進するための補助事業として、有線放送施設・道路整備事業・役場庁舎の増改築など、十数種目が示されており、市町村の大きさによつてきめられた補助金のワク内（当町は三百五十万円）で、そのどれかをえらんで実施できることになつています。当町では有線放送をえらんだが、これには支所廃止を約束せねばならないので、町民の間に心配される向もあるようですから、町の考えをのべてご諒解をいただきたいと思います。

なぜ有線放送をえらんだか

当町では高校の建築完成の見透しがついたら、この補助事業で役場庁舎の改築をしようと考えていたのであつたが、新農村建設の特別助成事業で、四地区に農事放送が実施され、この地区の住民は大へんめぐまれたが、他の四地区はこの際やらなければ当分できる見込みがなく、町民の文化生活がますます不均衡になり　一方町政の運営にも不便が多く、折角の文化施設が十分に活用できないので役場庁舎の改築をくりのべて有線放送を実施することが住民のためと思われる。

それ程住民に不便はない

ここで問題になるのは有線放送を実施すれば、支所廃止が義務づけられるということだが、近頃当町内の世論も支所への関心は次第にうすれ、かえつて廃止の要望が強くなつており、県下の市町村を見わたしても支所をおくところは数えるほどしかなく、廃止しても別して問題はおきていない。町当局としても有線放送電話が整備できれば、あとは役場事務の運営に工夫をして、町民に不便をかける事は殆んどなくてすむと考えており、かえつて住民と役場や各機関との連絡は迅速となり支所廃止で節約された経費が他の建設面に有効につかわれるなど、町民の福祉の増進になるとの判断から実施にふみきつたわけである。

役場庁舎が出来てから

補助をいただくからには支所廃止の方針は決定しなければならないが、現在の役場には支所の職員を収容する能力がないから、どうしても実施は役場庁舎改築後とならざるを得ない。この間しばらく期間があるので、よく話し合つて納得いただきスムースにすすめたいと思つている。

拾つた人の物になるのが早い

落し物などの取り扱いが変る

今までの忘れ物や落し物などは、明治三十三年につくられた法律で取扱われてきたが、今度六十年ぶりで合理的に改められ、七月一日から施行されることになりました。主な改正点は、

○受取る期間も短い

落し物などの持主が判らず拾つた人が六ケ月と十四日過ぎて受取る期間は、これまでは六ケ月のうちだつたのが、二ケ月のうちとなつた。

○拾つた人の権利がふえる

これまで落し物などを発見し、届けた後一年と十四日（十四日は公告期間）過ぎても持主が判らないときは、拾つた人のものになつた規定が、新しい法律では六ケ月と十四日過ぎた後となつた。

船車（汽船・汽車・電車・バス）及び建築物内（公会堂劇場・デパート・駅構内など）で他人の物を拾つても今までは拾い主に権利がなく、持主の判らないときは、その場所の占有者が期間がくると受取ることになつていたが、今後はこんな場所でも拾つて届けて、六ケ月と十四日過ぎても落し主が判らないときは拾つた人の物になる。

（但し、拾つた人がその権利を放棄するか、二十四時間以上たつてから届けた場合は占有者のものになる）

○保存の方法も変る

船車及び建築物内の拾得物は警察側が引渡しを受けこれを一括保存していたものが、今後は保管能力のある特定法人の場合は、警察へ届け出るだけで現物はそこに保存される。

早くなれましょう メートル法に

いよいよ、昭和三十四年一月一日から「メートル法」が全面的に使われます。一尺貫法」もあと僅か六ケ月のいのちとなりました。

皆さん明日からといわず、一日も早く「メートル法」に使いなれて、日常の生活に習慣をつけておきましょう。

国や地方公共団体の機関でも、証明事項や一般的な商取引などに、どしどし使い始めることになつています。特に農林省では、全国種苗団体代表者と相談して、次のような・菜・草花・緑肥・牧草などの種子の計量単位を、六月一日から「メートル法」ですすめることになりました。

「メートル制」の使い方に早くなれるようにいたしましょう。

メートル制実施方法

① そ菜種子	② 牧草及緑肥	③ 花きい花類種子
(イ) 山揚建値一重量建（キログラム建）	(イ) 重量建	(イ) 重量建
(ロ) 卸売建値一容量建（リツトル建）	(ロ) 重量建	(ロ) そ菜種子の(ハ)に同じ
(ハ) 小売及通信販売建値一容量建又は重量建種類により	(ハ) そ菜種子の(ハ)に同じ	(ハ) そ菜種子の(ハ)に同じ

例＝10ミリリツトル、1デシリツトル、1リツトル
例＝100グラム、1キログラム

町の防除機具を各農協へ貸与

いままで地区農業改良普及所で保管していた防除機具八台は、五月十五日から各地区農協に一台あて貸与し、地元農家の利便と活用とをはかりました。また本年度新たに単用ミスト機と兼用ミスト機各一台づつ購入し、普及所に保管してありますから、これも適期防除対策に充分ご利用下さい。

（経済課）

吉生の町道竣工

今年二月、細谷建設が請負で、改修工事を急いでいた吉生の町道（延長千二十八米、全巾員四・五米）は、総工事費九十万円、他に用地、地元寄附三反三畝（見積金額二十四万三千円）で、五月三十一日竣工した。

（写真は吉生の町道）

農委選挙日程決る

八郷町の農業委員会委員は、七月十九日で任期満了となるので、次の日程で選挙が行われることになつた

選挙告示　七月十一日
立候補締切　七月十四日
投票日　七月十八日

環境衛生モデル地区

町では昭和三十一年から、「カとハエのいない生活」実践運動を推進してきたが、今年度は次の部落が県指定の環境衛生モデル地区となつた。

芦穂＝小倉、恋瀬＝太田林＝開拓、小桜＝川又

他に町の指定推進地区として芦穂＝上山・鯨岡、瓦会＝石野、園部真家山根・鶴沼などが事業を実施している。

国保受診証かわる

八郷町では、国保受診証を七月一日から「藤色」のものに改正しました。

現在使用中の受診証は、七月一日以後は無効となります。また新しい受診証に誤りや家族に異動があつたときは、すぐ役場まで申出て、診療には必らず受診証を持参してください。

片野大火のお見舞

（三一号のつづき）（役場だより）（由の経過も）

▽金三千八十八円＝園部小学校児童会
▽金四千百円＝千代田村青年会
▽金八千八百五十円、外衣類等二百余点＝常陽新聞社
▽金九千円＝出島村婦人会
▽金三万一千九百八十円＝新治村一同
▽金九万円＝筑波郡町村会
▽金三千円＝志士庫婦人会有志
▽甘藷苗五千六百本＝小幡地区農事研究会
▽金二千円＝栃木県鬼怒川温泉春岡荘

有機燐製剤 危害防止運動

期間＝六月十五日～七月十四日

みなさん今年もパラチオンなど農薬物の使用時期となりましたが、管理や使用には充分注意して事故を起さぬようにいたしましょう。

六月は町民税の納期です

延滞金や延滞加算金の徴収は、昭和三十四年度から実施されます。

みなさん滞納はなさらず、期日には納めるようにいたしましょう。

公民館だより

八郷公民館を設置

関係条例改正さる

これまでの公民館は八郷町発足のとき旧町村ごとにあつたものをそのまゝおいたものだつたが、去る三月の町議会で公民館設置管理等に関する条例と社会教育委員条例の改正がおこなわれて、これまでの公民館をそれぞれ地区分館とし、中央に八郷公民館が設置された。

改正の要点

①併列型の公民館が統合型の公民館となつた。

②名称が次のように改められた。

▽本館は、八郷町立八郷公民館となつた。

▽分館（元公民館）は、八郷公民館柿岡分館。同林分館。同園部分館。同瓦会分館。同恋瀬分館。同芦穂分館。同小桜分館。同小幡分館

▽支館は、

今迄の部落分館が支館となつた。例えば「小桜分館川又支館」のように

③公民館運営審議会が一つになつた。

今迄地区毎に審議会があつたのが、公民館が一本化されたため町の審議会一つとなつた。

但し分館には、分館運営委員会が置かれる。

公民館役職員きまる

条例の改正に伴い、八郷公民館の役職員が左記のとおり任命された。

（桜井館長）

八郷公民館職員

館長　桜井浩蔵、副館長　吉田李平、主事、福島行雄

運営審議会委員

委員長　藤代　遠

副委員長　滝田源三郎

常任委員　田上嘉雄、鈴木英雄、鈴木久治、岩瀬源市、飯塚隆雄、鈴木重美、磯山正一、友部秉三、国谷昌夫、鈴木桂、潮田平重郎、岡崎英男、岡崎格之助、桜井太郎、桜井嘉幸、土田長、小林たか、松崎唯男

分館長

吉田李平＝柿岡、矢口甲子丸＝林、鈴木幸七＝園部、桜井浩蔵＝瓦会、富田清＝恋瀬、吉沢佐内＝芦穂、潮田一芳松＝小幡、木村源＝小桜

④社会教育委員は、各地区毎に十五名づつおいたものが町に二十名以内の委員を置くのみとなつた。

公民館事業計画の概要

教育委員会の運営方針は、❶公民館組織の改善と内容強化充実、❷社会学級の推進、❸各種講座の開設、❹青年研修所の活用、❺町民体育の奨励、などで、これらに基いて八郷町公民館の事業計画が、左記のように樹てられた。

一、総務部

①会議の開催

各部の連絡会議（六・九・一二・二の各月）

②広報の発行

八郷広報に公民館だよりを毎月掲載。

③視察の実施＝七月上旬。

④研修会

公民館関係者研修＝七月

婦人会指導者研修＝八月

青年会指導者研修＝九月

二、教養部

①社会学級の開設

各分館に一ヶ所づつ開設する（九月―三月）

②青年学級の振興

青年学級生及び関係者の研究協議会を開き、その振興を図る。

③婦人学級開設の奨励

三、図書部

①移動図書館の効果的利用

②移動図書館の巡回しない地区では読書クラブを組織して、貸出文庫の利用を図る。

③読書者の意見の交換会を行う。

四、生活科学部

①新生活学級の開設

特に婦人層を対象とし、婦人学級を結びつけて実施する。

②部落懇談会の実施（二月―三月）

五、産業部

①農業講座の実施

㈠青年を対象に青年研修キャンプ施設を利用、農業講座を行う。（八月―九月）

㈡一般成人層を対象とし、各分館毎に実施。

六、体育厚生部

①教育キャンプ講習会（七月）

②レクレーション講習会（七月）

③陸上競技大会（八月）

④球技大会（一〇月）

⑤駅伝競争（一二月）

⑥武道大会

七、視聴覚部

①巡回映画の実施

②幻灯会の開催

生活科学部との提携により

③スライドの作成

新町建設の歩みの外、各分館の特に成果を上げている部門のスライドを作成する

分館の運営については、活動面で総花的な事業でなく各分館で各々研究題目を設定し重点的に分館活動をするようになる。現在題目の設定など具体的な案は検討中である。

柿岡郵便局落成移転

今まで間借りをしていた柿岡郵便局は去る五月十八日、新築成つた明るい局舎に移転した。（柿岡郵便局）

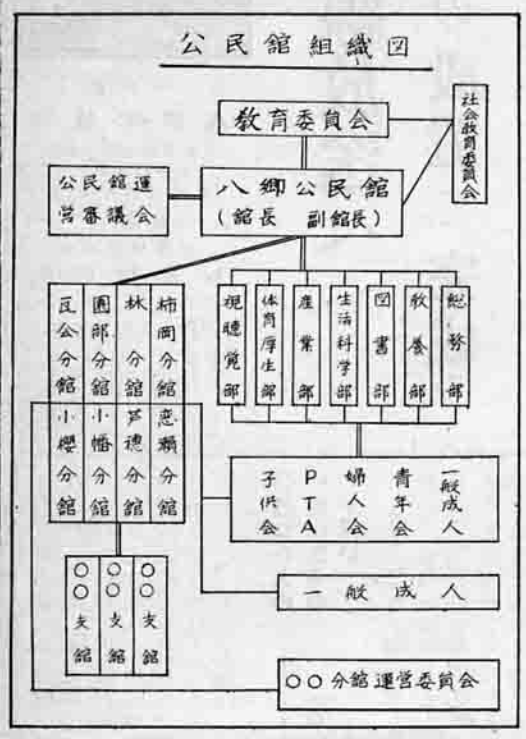

だれにかけるか

町民税は個人に対して課する町民税と、法人及び法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるものに対して課する町民税とにわかれる。

個人の町民税の納税義務者は、町内に住所を有する個人である。

又町内に住所がなくても事務所・事業所など、その外家屋敷を有する個人も町民税を納めなければならない義務がある。いづれも毎年一月一日現在において住所のあるところで、税金を負担しなければならない。

町民税はどうかけるか

均等割と所得割

町民税には均等割と所得割とがあつて、**均等割**は金持でも貧乏人でも同じ額の負担をすることで、これは町村の人口によつて年二百円・四百円・六百円の三段階に分けられている。もつとも町村の条例によつて、これと異つた税率を定めることもできるが、それぞれ町村の人口によつて、年三百円・五百五十円・八百円をこえることはできない。

均等割を負担する納税者の数は、約二千二百五十万人いますから、およそ国民の四人のうち一人は均等割を負担していることになる

又私たちの町の場合は、一人二百円となつている。

所得割は、❶所得税額❷課税総所得金額❸課税総所得金額から所得税額を控除した金額のいづれか一つを課税標準として課税するもので、その実情に応じて課税標準を定める

このように課税標準の選択が認められているのは産業構造所得階層、財政事情などがそれぞれ異つている数多くの市町村がその実情に応じ、その市町村内の負担の均衡を図りながら必要とする税収入をうることのできるようにするためで八郷町の場合は❷を採用する条例が設置されている

扶養控除額の引上げ

前記の課税標準によつて地方税法できめられている所得割税率で算出すると、今年の当町の町民税は約三百五十万円の増税となり、負担軽減の町の方針に反することになるので、今回の町税条例の改正で扶養控除を三百円から四百五十円に引上げて調整したのである。次に所得割の税率を紹介しよう。

33年度町民税率表

課税される所得金額段階区分	税率	税率差額控除額
3万円以下の金額	百分の2	0円
3万円を超える金額	〃 2,2	60
5万円を〃	〃 3	460
8万円を〃	〃 3,1	540
15万円を〃	〃 3.5	1,140
20万円を〃	〃 4,1	2,340
30万円を〃	〃 4,4	3,240
50万円を〃	〃 5.4	8,240
80万円を〃	〃 5,5	9,040
100万円を〃	〃 6,3	17,040

役場野球チーム土浦地区代表にきまる

去る五月三十一日・六月一日の両日、土浦市営グランドで行われた全国官公庁職員軟式野球大会土浦地区予選で、八郷町役場チームは強敵土浦支庁を11対2、土浦補給廠を4対3で破り、土浦地区代表となつた。

県大会は七月九～十一日、水戸で行われる。チームメンバーつぎのとおり。

監督　赤羽根　実

▽主将菱沼克巳　▽投手中島仁平、三輪長夫　▽捕手上曾忠　▽内野笹沼登、川井忠、浜野進、矢口嘉男　▽外野峯政雄、小貫光次、渡辺徳松、高橋毅

児童援護費をおくる

かねてより町の社会福祉協議会では、明るい住みよい町をつくるために援護事業の一環として気の毒な方々に援助の手をさしのべ、昨年十二月に十四万五千円、児童への六万円を含む〕をおくつたが、去る五月五日より十一日の一週間行われた児童憲章と児童福祉法の十週年を記念した児童福祉週間を機会にこどもの人格を重んじこどもの幸福をはかる認識や家庭（諸施設・里親などを含む）及び社会におけるこどもの福祉増進を高める意味からめぐまれない不幸な環境にある小・中学生に対し、教科書代・給食費・学級費・PTA会費など、準要保護児童援護費として、去る五月十二日に十五万一千余円を各学校を通じておくつた。

キャンプにテント貸出し

今年もキャンプ生活に最適の時節がやつて参りました。

教育委員会では毎年青少年の「若さ」を健全に育てる意味で、教育キャンプ講習会や指導者を中心とした旅行活動を奨励するため、三人用テント十張を設備して、一般の利用に便宜を計つていたが、本年も例年どおり七月一日からテントの貸出しを始めます。

ご希望の方は早めに教委事務局（八郷公民館内　成田主事）まで申込んで下さい。

貸出しの条件は町内に居住する中卒後の勤労青年・高校生・大学生などで、指導者を中心とした三人以上のグループが望ましい。テントは三人用十張が用意されており、無料です。

移動図書館日程

昨年は園部・瓦会・恋瀬・柿岡の四地区の皆さんに、大変親しまれました移動図書館「ときわ号」が、今年は小桜・小幡・芦穂・林の四地区ステーションにお目見えして、つぎの日程で巡回図書館の開設をいたしております。

みなさんの手で揃えられたおもしろい、いろいろな本がぎつしりありますから、教養文化の向上、或いは産業技術の習得などと共に、どしどしご愛読ご利用下さい。

貸出しは本県在住の十六才以上の男女で、一人一冊一ヶ月間の無料となつています。

巡回月日	ステーション名		時刻
九月十二日（金） 八月十五日（金） 七月十八日（金）	小民	桜館前公	10時00分～10時50分
	小民	幡館前公	11.10～12.00
	小民	穂館前公	13.10～14.00
	林農協		14.20～15.10

マムシにかまれたら一刻も早く警察へ

蛇毒血清は、石岡・亀下薬局（県指定）で売つています（一本二千円程度）